

令和 2 年度
次世代燃料供給体制確立に向けた
技術開発・実証補助金 募集要領
(第 3 回目)

《募集期間》

令和 3 年 3 月 24 日（水）～令和 3 年 11 月 30 日（火）

予算残高に応じて募集を締め切ります

《実施期間》

交付決定日～令和 4 年 2 月 28 日（実績報告書提出締切日）

《予算残高》

265,928,000 円（交付決定上限額）

令和 3 年 3 月
全国石油商業組合連合会
(経済産業省補助事業)

次世代燃料供給体制確立に向けた技術開発・実証補助金 交付申請の募集について

はじめに

この補助金は、①揮発油販売業者、石油製品の供給設備の開発・製造を行う者等（以下「揮発油販売業者等」）が行う石油製品の効率的かつ安定的な供給を可能にするために安全性の確保を前提とした新たな機器等の技術開発を実施するための「技術開発事業」、②揮発油販売業者を含む、地方公共団体（自治会組織を含む）、企業、NPO法人、組合団体、研究機関、個人等の複数で構成される任意の協議体（以下「コンソーシアム」という。）が行う地域の実情や外部環境の変化を踏まえた、石油製品の効率的かつ安定的な供給対策を実施するための「実証事業」に要する経費を補助することにより、過疎化・人手不足等に対応した新たな燃料供給体制の確立を図ることを目的としています。

本補助事業の実施を希望される方は、下記の公募要領に従って応募してください。

1. 事業内容

(1) 技術開発事業

揮発油販売業者等が行う石油製品の効率的かつ安定的な供給を可能にするために安全性の確保を前提とした**新たな機器等の技術開発**を実施するための事業。
コンソーシアムであることを応募要件としません（揮発油販売業者等の単独でも申請可能）。

(2) 実証事業

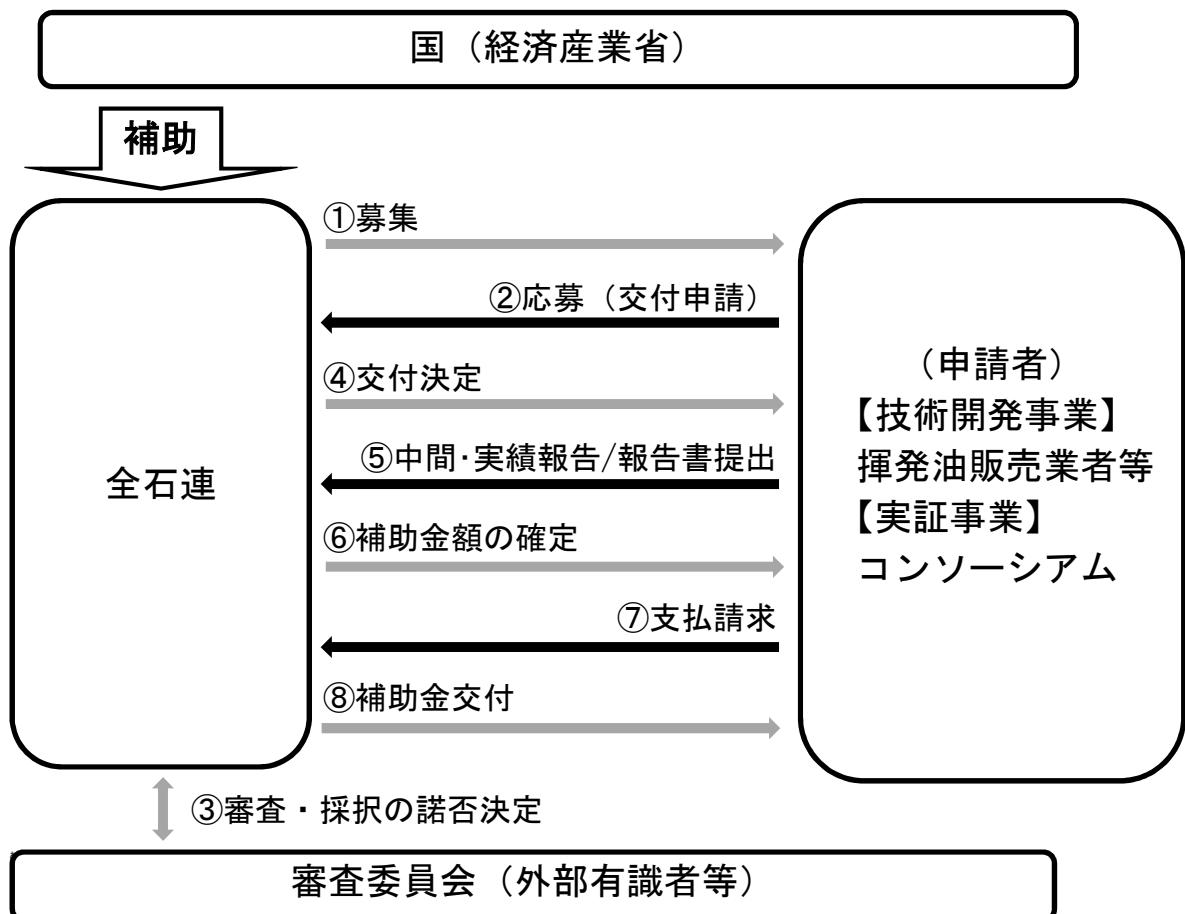
コンソーシアムが行う地域の実情や外部環境の変化等を踏まえた、石油製品の効率的かつ安定的な供給対策を実施するための事業。
コンソーシアムであることが応募要件となります。
地域の実情を踏まえた**新たな取組**として行われることが求められます。

○ 新たな機器等の技術開発・取組について

技術開発事業及び実証事業は、新たな機器等の技術開発や実証事業であることが求められます。

平成31年度本事業、過年度事業の「SS過疎地対策検討支援事業（平成30年度）」及び「石油製品流通網再構築実証事業（平成27年度～平成29年度）」で採択された事業を、これまでの技術開発事業及び実証事業の取組実績として扱いますので、13ページの「（参考）過去の案件の概要」をご参照いただき、申請される事業と同内容ではないかご確認ください。また詳細については全国石油商業組合連合会にお問い合わせください。（12ページの「13.問い合わせ先・書類送付先」参照）

2. 事業スキーム



※審査委員会（東京で開催）に出席していただく場合があります。出席いただく場合には、事前に詳細を連絡させていただきます。

3. 年間スケジュール

- | | |
|-----------------------|------------------------------|
| ・令和3年3月24日（水） | : 公募開始 (①) |
| ・公募開始日以降 | : 申請書類提出 (②) |
| ・申請書精査後 | : 審査委員会 (③) |
| ・事業採択後 | : 交付決定 (④) |
| ・交付決定日～ | : 事業開始 |
| ・ 令和4年2月28日（月） | : 実績報告・報告書締切（本会必着）(⑤) |
| ・実績報告提出後 | : 補助金額の確定 (⑥) |
| ・補助金額の確定後 | : 支払請求書提出 (⑦) |
| ・令和4年3月末 | : 補助金交付 (⑧) |

4. 補助金の額

定額補助（10／10）とし、1事業あたりの補助金上限額はいずれの事業も消費税及び地方消費税を除き、8,000万円とします。補助金対象額については、提案

事業数、内容によって個別に調整した上で決定することとします。また、技術開発事業・実証事業の別に応じて、真に必要な経費のみ補助金対象額とします。

なお、**本事業の予算残額は265,928,000円となりましたので、当該金額が交付決定上限額になります。**

5. 応募資格

本補助金の応募資格については、以下に定めた条件を満たすことが必要になります。

(1) 技術開発事業

新たな機器等の技術開発を実施する揮発油販売業者、石油製品の供給設備の開発・製造を行う者又はコンソーシアムの代表団体のいずれかであること。

(2) 実証事業

①当該補助事業を適切に遂行できる体制として、コンソーシアムを形成していること。

②コンソーシアムに地方公共団体等が参画していること（原則として、地方公共団体の参画を応募資格としますが、地域住民等が組織する団体等でも可とする場合があります。その場合は、個別に審査することとなります）。

③コンソーシアムは必要に応じ検討会等を開催すること。

※コンソーシアム及び検討会等については、地方公共団体が構成している過疎地関連や地域振興関連等の委員会・研究会等を活用することも可。

(3) 技術開発事業・実証事業共通

①当該補助事業の遂行に必要な能力、知識、経験を有していること。

②当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

③申請資格に関する誓約書（別紙2）及び暴力団排除に関する誓約書（別紙3）のいずれにも該当しないこと。

○コンソーシアムについて

(1) 構成メンバー

揮発油販売業者を含む、地方公共団体（自治会組織を含む）、企業、NPO法人、組合団体、研究機関、個人等の複数で構成される任意の協議体であること。

(2) 代表団体

代表団体は、自ら補助事業の一部を実施するとともに補助事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整及び財産管理等の事業管理、事業成果の普及等を行う機関です。また、補助事業における補助事業者として、財産管理等の責任を有します。

(代表団体の資格要件)

①補助金の交付申請ができること

②代表団体として補助事業の遂行に必要な関連知識及び財政基盤を有し、かつ、実証事業を的確に遂行するに足りる能力、組織、人員等を有していること

③プロジェクトリーダー、サブリーダー及び事務管理責任者を任命すること

(3) 参加団体

参加団体は、コンソーシアム構成メンバーとして、代表団体の管理下において事業を実施する者であり、以下の要件を満たすことが必要となります。

(参加団体の資格要件)

- ①代表団体と事業遂行に関し契約若しくはそれに準じた取り決めを締結できること
- ②事業に主体的に取り組む人員を確保できること

(4) プロジェクトリーダー・サブリーダー

コンソーシアムでは、下記の役割を担う者を代表団体が任命してください。

○プロジェクトリーダー

・代表団体に所属し、事業の計画、実施及び進捗・成果管理を総括する者。

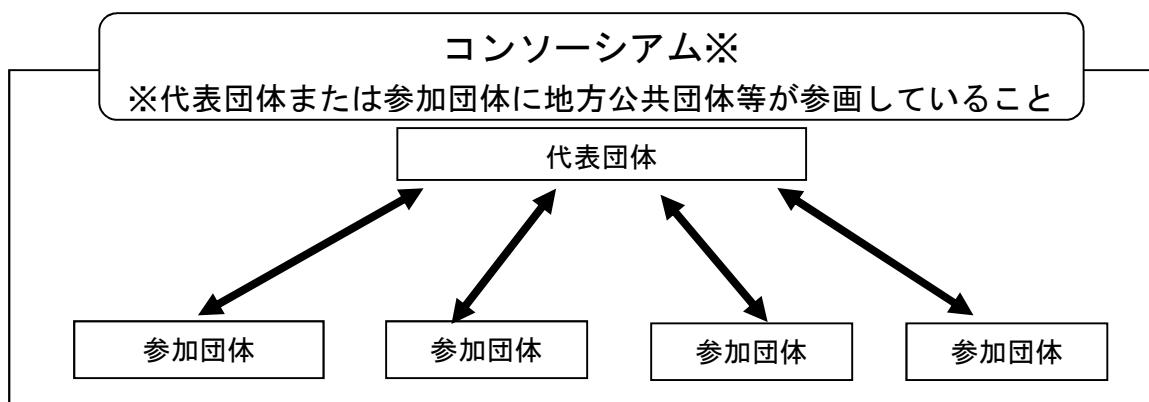
○サブリーダー

・代表団体若しくは参加団体に所属し、プロジェクトリーダーの補佐、必要に応じてその代理を務める者。

(5) 事務管理責任者

代表団体に所属し、本会との連絡調整、補助事業の経理管理及び手続きを総括する者。

(参考) 代表団体、構成メンバーの関係



6. 補助対象事業

本事業の補助対象事業は、申請者が作成する「補助事業提案書」に基づく事業となります。(なお、最終的な事業内容、補助金対象額等については、本会及び経済産業省と調整した上で決定することとします。)

7. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和3年3月24日（水）

募集締切日：令和3年11月30日（火）**本会必着**
応募申請時の見積額と予算残額に応じて締め切ります。

（2）応募書類

以下の書類をA4サイズで提出してください。（提出書類・添付書類）
なお、必要に応じて内容の説明や追加資料の提出を求める場合があります。

- ①申請書（様式1号）
- ②補助事業提案書（別紙1）
- ③申請資格に関する誓約書（別紙2）
- ④暴力団排除に関する誓約書（別紙3）
- ⑤企業・団体概要（名称、所在地、設立年月日、主な事業内容、組織図、従事者数）が分かるパンフレット等
- ⑥役員（三役）名簿又は商業登記簿謄本の写し（個人は除く）
- ⑦申請者（コンソーシアムの場合は代表団体）の財務諸表（直近1ヶ年分）
- ⑧その他本会が必要と認める書類

※上記①～④については、所定の様式を本会ホームページからダウンロードして作成してください。

※コンソーシアムの場合、誓約書（別紙2、別紙3）はコンソーシアムを構成する全ての団体等が作成してください。

※提出された応募書類は本事業の審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。

※採択となった申請案件、事業の実施結果については、申請者名（代表団体名、コンソーシアム構成メンバー等）、事業内容、実施地域及び補助金交付金額等を経済産業省（ジービズインフォ[※]）及び本会にて原則公表されますのでご了承ください。

（※）ジービズインフォとは、法人番号の開始に伴い、政府のIT戦略である「世界最先端IT国家創造宣言」（閣議決定）に基づき運用している情報提供サイトであり、法人が政府より受けた補助金や表彰、許認可等の法人活動情報を掲載しています
(<https://info.gbiz.go.jp/>)

※採択され交付決定を受けた場合であっても、予算の都合または大幅な事業内容の変更により、補助金が減額される場合がありますのでご了承ください。

（3）応募書類の提出先

応募書類は持参、郵送等により12ページの「13.問い合わせ先・書類送付先」へ提出してください。

8. 審査・採択について

（1）審査方法

外部有識者により構成された審査委員会での審査の結果により、採択案件を決

定します。なお、審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①、③及び④を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

①提案内容・事業計画等の適切性、効率性

- ・提案内容が本事業の目的に合致しているか、事業を実施するために必要な体制を有しているか、事業の実施方法・実施スケジュール等は効率的かつ現実的であるかを審査します。

②補助金額の適切性

- ・経費の積算（見積内容）が合理的かつ明確であり、経済性を十分に考慮したものとなっているかを審査します。

③技術的能力（知見、能力）の有無

- ・関連事業に関し過去に実績がある等、当該補助事業の遂行に必要な能力、知識、経験を有しているかを審査します。

④経理的基礎の有無

- ・当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有しているかを審査します。

※ 國土強靭化基本法に基づき地方公共団体が策定する「國土強靭化地域計画」に資する事業については配慮します。

(3) 審査結果の決定及び通知について

審査結果（採択又は不採択）については、審査終了後申請者宛てに通知します。

9. 交付決定について

採択された申請者に対して本会が交付決定通知書を送付し、その後、事業開始となります。

なお、審査により、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

また、交付決定後、申請者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

10. 補助対象経費の計上

(1) 直接経費として計上できない経費

- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる

場合がありますので、担当者に御相談ください。)

- ・その他事業に関係ない経費

(2) 補助対象経費からの消費税額の除外について

本事業においては消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は補助対象としません。**交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。**

(3) 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費であり、他の事業と併用、兼用することを想定した項目、経費について、本補助事業での計上は認められません。

なお、以下に該当する経費であっても無条件に経費として認めるということではありません。あくまでも各費目について、本事業を実施する上で、必要な経費であるかどうかを、合理性・経済性等の観点から精査しますので、十分に検討した上で、積算してください。

なお、最終的な補助対象経費については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

具体的な経費の項目は以下のとおりです。

技術開発事業及び実証事業

補助対象経費		内容
人件費		事業に直接従事する者の人件費
主な経費項目	検討会費	会議費、会場借料、旅費、外部委員謝金、通信費、印刷製本費等
	設備費	事業のために必要な設備を購入・設置するための経費 (設計、管理費用含む)
	賃借料	事業のために必要な土地、建物等の賃借に必要な経費
	リース料等	事業のために必要な設備のリースやレンタル費用
	技術開発・試作品開発費	事業のために必要な技術開発や試作品開発に係る原材料、設計、製造、改良、加工等に要する費用
	消耗品費	事業のために必要な消耗品を購入するための経費
	調査費	事業のために必要な調査や報告書作成のための経費
	その他諸経費	その他事業を行う上で特に必要と認められる経費

《補助対象経費の詳細》

1) 人件費

■補助事業に直接従事する者の人件費（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたものに限ります。）

- ・事業に直接従事する者とは、例えば、灯油の共同配送を行う補助事業であれば、ローリー運転手を指し、実際に配送を行った時間分の人件費が補助対象

となります。したがって、コンソーシアム構成メンバーの所属役職員が、調査、補助事業の工程管理を行ったり、検討会に出席したりというような間接的な作業は補助対象とはなりません。

- ・対象者は、補助事業に従事したことを証明するために所定の作業日誌を作成していただく必要があります。
- ・人件費の算出については、別添経済産業省が定めた「補助事業事務処理マニュアル」の「3. 人件費に関する経理処理」に基づいてください。

2-1) 事業費（検討会費）（実証事業の場合）

■補助事業を推進するにあたり、コンソーシアムにおいて開催する検討会議の運営に要する費用（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたものに限ります。）

① 外部委員謝金

- ・補助事業の実施にあたり専門的知識を有する者を検討会議の外部委員として委嘱した場合において、代表団体の謝金規定に基づき、検討会議出席の謝礼として支払われる経費。ただし、別途定める「次世代燃料供給体制確立に向けた技術開発・実証 旅費・謝金規程」の範囲内での支払いとなります。
- ・コンソーシアム構成メンバーの所属団体等の役職員や地方公共団体役職員は対象外です。

② 旅費

- ・検討会議出席のための旅費交通費として、代表団体の旅費規程に基づき、コンソーシアム構成メンバー及び外部委員に支払われる経費。ただし、別途定める「次世代燃料供給体制確立に向けた技術開発・実証 旅費・謝金規程」の範囲内での支払いとなります。

③ 会議費

- ・検討会議を開催する場合の茶代（上限 500 円/人）として支払われる経費
- ・弁当食事代は対象外です。

④ 会場借料

- ・検討会議を開催する場合の会場費として支払われる経費

⑤ 通信費

- ・検討会議に関する開催案内や資料等の郵便代、郵送代として支払われる経費

⑥ 印刷製本費

- ・資料等の印刷費として支払われる経費

2-2) 事業費（設備費）

■補助事業のために必要な設備を購入・設置するための経費（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたものに限ります。）

- ・工事等が必要な設備については、設計・管理費用を含みます。
- ・購入にあたっては、2社以上の競争により発注先を決定してください。
- ・コンソーシアム構成メンバー同士による競争は原則として認められません。

2-3) 事業費（賃借料）

■補助事業のために必要な土地、建物等の賃借に必要な経費（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたものに限ります。）

- ・不動産会社を介して賃借した土地、建物等であり、一般的な不動産相場と同等若しくはそれ以下である場合に限ります。
- ・賃借料は、交付決定後に契約し、適用期間が補助事業実施期間内であり、かつ、補助事業実施期間内に支払われたものに限ります。

2－4) 事業費（リース料等）

■補助事業のために必要な設備のリースやレンタル費用（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたものに限ります。）

- ・リースやレンタルの導入については、2社以上の競争により発注先を決定してください。
- ・リース又はレンタル費用は、交付決定後に契約し、適用期間が補助事業実施期間内であり、かつ、補助事業実施期間内に支払われたものに限ります。

2－5) 事業費（技術開発・試作品開発費）（※技術開発事業の場合に限る）

■補助事業のために必要な技術開発や試作品開発に係る原材料、設計、製造、改良、加工等に要する費用（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたものに限ります。）

- ・購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品に相当する価格は、補助対象となりません。
- ・原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受け払いを明確にしておく必要があります。
- ・販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費は補助対象外となります。（試作品の生産に必要な経費は対象となります。）
- ・また、汎用性があり目的外使用になり得るもの購入費は補助対象外となります。

2－6) 事業費（消耗品費）

■補助事業のために必要な消耗品を購入するための経費（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたものに限ります。）

- ・事務用品等事業を行うにあたって発生する消耗品の実費が対象となります。

2－7) 事業費（調査費）（※実証事業の場合に限る）

■補助事業実施のために必要な調査を行う費用（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたものに限ります。）。ただし、別添経済産業省が定める「補助事業事務処理マニュアル」の「12. 委託費に関する経理処理」の範囲内での支払いとなります。

2－8) 事業費（その他諸経費）

■その他補助事業を行うにあたって発生する必要経費（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたものに限ります。）

- ・補助事業を行うにあたって発生するその他の直接経費の実費が対象です。

(対象経費一例)

コンソーシアム構成メンバーの事業の用務に係る交通費。(ただし、別途定める「次世代燃料供給体制確立に向けた技術開発・実証 旅費・謝金規程」の範囲内での支払いとなります。)

1.1. その他

- (1) **交付決定日以前に発生した経費（発注含む。）は補助対象にはなりません。**
- (2) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、本会に届け出なければなりません。
- (3) **補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に本会の承認を得なければなりません。**
- (4) 補助事業者は、本会及び経済産業省が補助事業の進捗状況や実施状況等の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業の実績及び効果等について、具体的な内容を記載し、必要に応じて裏付けとなる資料等を添え、補助事業提案書の実施状況等を取り纏めた報告書（A4サイズ1枚程度に纏めた概要版含む）を作成し、本会に紙媒体及び電子ファイルにて提出しなければなりません。また、報告書概要版は本会ウェブサイトにて公開します。
- (6) **補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和4年2月最終営業日のいずれか早い日までに実績報告書を本会に提出しなければなりません。**
- (7) 補助金の支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。
- (8) **補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、本会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。**
- (9) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、取得財産管理台帳を備えて、別に定める財産処分制限期間中、適切に管理しなければなりません。
- (10) **補助事業者は、取得財産等のうち単価50万円以上（税抜き）のものについては、別に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等**

の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。
(11) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ります。

12. 補助事業実施期間

補助事業の実施期間は交付決定日～令和4年2月28日（月）となっています。
※令和4年2月28日（月）が実績報告書の締切日となりますが、補助対象経費の支払いを証する全ての証票書類及び事業内容確認・状況説明書類等の添付が必要となりますのでご注意ください。

13. 問い合わせ先・書類送付先

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14

全国石油商業組合連合会 環境・安全対策グループ

担当：石井、安中

TEL：03-3593-5834

E-mail：

ishii@zensekiren.or.jp

annaka@zensekiren.or.jp

(参考) 過去の案件の概要

«技術開発事業»

【事例 1】セルフ SS における A I による給油許可技術開発（平成 31 年度事業）

SS における新たな人員効率化・小人化のモデルとして開発した昨年度事業「A I 画像認証等による自動給油許可システム」の更なる実用化に向けて、認識用データの積み上げや、車種・車両の別や降雪・降雨時などのシステム動作影響、灯油販売への対応を実証すべく営業中の SS で運用し、商用環境で通年使用できるシステムであることを検証する。（【事例 5】の継続事業）

【事例 2】SS 過疎地向けコンテナ型給油所（地上タンク）の技術検証（平成 31 年度事業）

前年度事業「SS ゼロ自治体への仮設コンテナ給油所の技術検証」で判明したドイツ等で実装されているコンテナ型仮設給油所の日本国内運用に向けた具体的な法規制の要件や課題を踏まえ、より実用性を高めた新たなコンテナ型給油所を開発し、有用性実証のために過疎及び SS 過疎問題を抱える地域での運用を目指す。（【事例 6】の継続事業）

【事例 3】近赤外分光技術による油種判別（コンタミ防止）技術確立（平成 31 年度事業）

空港保安検査（液体爆発物検知）装置に採用されている「近赤外分光技術」を応用し、灯油・ガソリンのコンタミ（混入）防止判定技術を確立し、SS 荷卸し時の遠方注油口等におけるコンタミ判定の実用化を目指す。

【事例 4】完全冠水対応計量機の開発に向けた計量機搭載用の防水・防爆モータの開発（平成 31 年度事業）

水害に強い SS つくりの取組みとして、冠水被害を受けた SS において水が引いた後に部品交換が必要な従来機（同社 2012 年開発のモータを除く電気品を防水にした計量機）に比し、交換不要で早期復旧が望める完全冠水対応計量機の完成を目指し、計量機搭載用の防水・防爆モータを開発する。

【事例 5】A I による自動給油許可システム構築事業（平成 30 年度事業）

SS スタッフの確保が困難である現況と SS 過疎地問題に対応するために、人員効率化を目指し、現在、スタッフが担っているセルフ SS の給油許可について、A I 画像認証やガス検知による自動給油許可システムを構築することで、安全で的確なオペレーションモデルを可能にするための技術開発。

システム構築により、人的コストの効率化、少人数でのセルフオペレーション、安全性の確保を図り、過疎地域等における SS 運用に活用することが期待される。

【事例6】SSゼロ自治体への仮設コンテナ給油所の技術検証（平成30年度事業）

閉鎖したSS跡地に、仮設コンテナ給油所の設置を検討。

ドイツ等で実装されているコンテナ型仮設給油所について、日本での安全性と実用性の検証と、実装国と日本での法規制の違いを比較し国内要件を検討の上、国内での運用に向け、コンテナ型給油設備の開発を行う。

設備老朽化で閉鎖したSS跡地にて、ローコストでの設置が期待される。

【事例7】IOT＆無線通信によるホームタンク内残量可視化システムの開発（平成29年度事業）

灯油ホームタンクへの配達は、顧客からの受注、定期的なルート販売で行うと、受注のタイミングによっては燃料切れや、配達ルートに不要な配達先があり、灯油積載量も見積もれないために作業効率が悪いという問題があった。

そこで、顧客のホームタンクに蓋一体型のスマートメーターを設置し、定期的なデータ配信を行うことでタンク内の灯油残量をSSが把握し、顧客の注文の手間を省くとともに、SSの作業効率の改善を図る、ホームタンク内残量可視化システムの実証を行う。

【事例8】緊急時用の計量機の開発（平成29年度事業）

災害発生時における仮取扱所（消防法第10条第1項ただし書きにある、危険物の仮貯蔵又は仮取扱）として、揮発油の安全かつ効率的な給油を行うためタンクローリーに直結して給油を行う計量機を開発する。

従来の計量機に緊急時用の機能付加や架台の設計を行い、静電気除去装置や施工方法などの計量機設置技術の検証、安全対策手引き書の作成、姫路市の防災訓練において給油の実証を行う。また危険物保安技術協会の性能評価申請を行う。

【事例9】SS過疎地石油製品供給カードシステム構築事業（平成27年度事業）

過疎地において、官公庁との取引をスムーズにすることで利用頻度を向上させ、安定的な需要の確保を目的に、給油カード（非接触型カード）やタブレット端末を活用可能なアプリを開発して、代金請求及び決済を簡素化。

官公庁における経費管理の厳格化等を実現し、官公庁における組合SSの利用頻度の向上を図る。

【事例10】駆けつけ給油実証事業（平成27年度事業）

過疎地において計量機のロック、人感センサー、防犯カメラ、看板等の安全確保装備設置により、常時人がいなくても駆け付け給油により対応を行う実証を行う（SS隣接地や向いの事務所から駆けつけ）。

《実証事業》

【事例 1】座間味島における地上タンク設置による、ガソリン安定供給の為の備蓄事業（平成 30 年度事業）

座間味島、阿嘉島、慶留間島からなる座間味村は、平成 26 年に国立公園指定されたことで観光客が増加しガソリン消費量が増加、また従来より台風襲来時の船便欠航による供給不安、さらに村のガソリンスタンド（SS）は PS で運用しているため常に在庫不安を抱えている。

これらを解消するために座間味島にガソリン地上タンクを設置し、村役場の緊急時用ガソリンの備蓄及び島民・観光客の必要なガソリンの確保を図る。

【事例 2】 GS を拠点とし、域外他事業種と連携した地域生活支援再構築（買い物支援＆見守り）実証事業（平成 30 年度事業）

地区唯一の JASS が撤退したのち、住民出資の合同会社が SS を運営しているが、同 SS は経営が厳しく、安定経営と石油製品の安定供給を図る必要がある。

また、同地区は寒冷地であり、高齢化が進む中一人暮らしの高齢者に向けて、ホームタンクの普及や灯油の少量配達の重要性が増している。

SS が地域拠点として、御用聞きによる日用品と灯油の同時配達（混載用車両への改造）、効果的な注文・納品仕分け・配達の検討を行い、経費削減や供給体制を構築する。

【事例 3】タンクローリー直結型計量機を活用した SS 過疎地域での臨時給油実証実験事業（平成 30 年度事業）

当該地区では急激な SS 減少傾向にあり（平成 18 年 30ヶ所→現在 16ヶ所）、地域住民から SS 設置が求められている。

しかしながらコスト面から新設することは困難なため、参入・維持コストが低廉且つ安全を確保できる新たな燃料供給モデルの確立が必要である。

そこで、タンクローリー直結型計量機を災害時等以外で利用し、将来的に SS 過疎地域の住民生活維持の手法として有効であることを実証する。

【事例 4】緊急時燃料供給整備事業（平成 30 年度事業）

従来の災害発生時の被災地において、ドラム缶や携行缶による燃料油の取扱いが行われているが、危険で効率が悪いためこれに代わる取り扱い方法としてタンクローリー直結型緊急計量機を用いた安全な給油ポイントを設置する。

阪神・淡路大震災の被災県の石油組合として、兵庫県とコンソーシアムを組み緊急時燃料供給体制の構築を目指す。

【事例 5】SS過疎地における灯油自動給油機と少量容器での灯油販売（平成 29 年度事業）

村内に公設SSが1カ所のSS過疎地であり都市ガス供給圏外である奈良県川上村においては、暖房や給湯機用の灯油配達の労務負担が大きく、住民から居住地域に隣接した灯油供給施設の設置の要望があった。

石油連盟、計量機メーカー、県石油商組合、川上村がコンソーシアムを組み、地域のコミュニティセンターに灯油販売設備を設置し、高齢者にも持ち運びしやすい軽量の5L小型ポリタンクと地下タンク給油方式から地上タンク供給方式に改造した灯油自動給油機による販売、同ポリタンクによるバイク宅配を実施し、過疎地における新たな供給形態として灯油小口販売の実証を行う。

【事例 6】過疎・豪雪地域における地域拠点としてのSS整備と高齢世帯への灯油備蓄支援・配送合理化及び除雪事業（平成 28 年度事業）

過疎・豪雪地域にあるSSの事業継続が危ぶまれていたが、過疎集落に唯一残るSSの存続に向け、秋田県仙北市とSSがコンソーシアムを組み、地域の拠点としてのSSの整備、高齢者世帯等への灯油の備蓄支援、配送の効率化、除雪事業を実施し、配送日の集約、ルートの見直しによる灯油配送事業の効率化とホームタンクを貸与し備蓄量の増加による災害対応力の向上、油外収益の拡大に取組み、過疎地におけるSS運営の効率化、SSの地域の拠点としての強化を図る。

【事例 7】蔵王エネルギーネットワーク整備事業（平成 28 年度事業）

蔵王山に噴火警報が発令（平成 27 年 4 月）され、宮城県蔵王町、七ヶ宿町における避難計画、ハザードマップが策定される中、東日本大震災で経験した燃料・食料等の供給不足、交通・通信網の遮断及び地域の孤立化に備えるため、地域ライフラインの確保策として、灯油ストックポイントの設置（蔵王町小妻坂地区）及び緊急時配送システムの構築を図るため、地元事業者がコンソーシアムを組み、配送体制の整備・効率化に取り組み、緊急時だけでなく平時から地域における灯油を中心とした燃料の安定供給を図る。

【事例 8】灯油安定供給実証事業（平成 27 年度事業）

横須賀市船越地区で灯油を配送していた業者が廃業。船越地区は道路が狭いほか急な階段が多く、高齢者世帯を中心に燃料供給に支障が生じたことから、町内会、横須賀市、地域のSSがコンソーシアムを組みミニローリーによる灯油配送、高齢者見守り、日用品配送を実施する。

以 上